

(証券コード5135)

(発信日) 2026年3月12日

(電子提供措置の開始日) 2026年3月5日

株主各位

東京都港区北青山一丁目2番3号
青山ビル13階
株式会社AIR-U

代表取締役
社長 田中 康之助

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://air-u.jp/ir>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号
青山ビル13階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 第9期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
 - (2) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - (3) 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL SERVICE PROVIDER～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しています。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束を背景に観光・消費活動の再活性化が進んでいる一方、世界的な地政学的リスクや金融政策の急変、資源・原材料価格の高止まり、為替相場の変動など、複合的な外部要因が依然として先行き不透明感をもたらしています。

在留外国人の動向は、出入国在留管理庁の調査によると、2025年6月末時点で日本に在留する外国人は約395万人であり、前年に比べ5.0%増え過去最多を更新しております。インバウンドの動向は、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」によると、2025年度の訪日外客数は42,683,600人（前年度比15.8%増加）であり、過去最多となっております。

こうした追い風を背景に、自社ネットワーク/キャリア再販事業および自社ブランド再販事業の売上高は、8,653,112千円（前年同期比23.3%増加）および2,362,314千円（同6.3%増加）となりました。

クラウドサービス運用事業では、2022年以降のテレワーク需要の沈静化により、自治体導入案件からの一定の解約が発生し、日本人の海外利用も依然として回復途上であるため、端末売上が減少し前年同期比で売上は低下し、2,567,211千円（同24.1%減少）となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は14,004,396千円（同8.3%増加）、営業利益は1,792,965千円（同7.7%減少）、経常利益は1,838,244千円（同9.4%減少）、当期純利益は1,243,573千円（同5.8%減少）となりました。

(単位：千円)

事業名	第8期	第9期	増減
自社ネットワーク/キャリア再販事業	7,018,793	8,653,112	1,634,318
クラウドサービス運用事業	3,380,806	2,567,211	△813,595
自社ブランド再販事業	2,222,720	2,362,314	139,593
eプラットフォーム事業	271,532	326,132	54,600
その他の事業	40,576	95,625	55,049
合計	12,934,430	14,004,396	1,069,965

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は7,164千円となりました。これは主に自動販売機及びその周辺機器追加によるものです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL SERVICE PROVIDER～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しています。

当社の強みは、創業以来、一貫してBtoB（法人向け）市場に特化したビジネスモデルを構築している点にあります。各企業に最適なシステム環境を提供し、ユーザーの動向を把握することで、付加価値の高いサポートを実施しております。

また、各通信キャリアや製造メーカーとの協力関係を強化し、市場のニーズや課題を適切に把握したうえで、最適なサービスを提案することで受注精度を高めております。さらに、蓄積した実績をもとに販売戦略を策定し、サービスの企画・開発から販売までを一貫して行う体制を確立しています。

これらの強みを活かし、当社は以下の基本戦略に基づき、さらなる成長に向けた対策に取り組んでまいります。

① 独自の販路とマーケティング戦略の強化

当社は、上場企業から海外現地法人まで幅広い顧客層に必要とされるサービスを提供するため、経営資源を集中させ、品質向上と市場シェア拡大を進めております。

市場のニーズを的確に把握し、取引先と協力しながら戦略を立案することで、継続的な成長を実現してまいります。

② 価格競争力と品質の維持・向上

当社は、サービス品質を常に監視しながら、以下の取り組みを通じて競争力を強化しております。

- ・ユーザーエクスペリエンスの向上
- ・マネタイズポイントの多様化
- ・ボリュームディスカウントの活用による仕入原価の低減

これにより、価格競争力の強化と利益の安定化を図ってまいります。

③ 全市場に対応可能な商材の確立とクロスセル戦略の推進

市場の変化は速く、迅速な対応と新サービスの開発が不可欠です。

当社では、すべての社員がすべてのサービスを提案できる体制を構築し、提案漏れによる機会損失を防いでいます。

また、取引先の声を的確にヒアリングし、社内共有・企画立案・サービス提供をスピーディに実行する体制を強化することで、パートナー企業への貢献を最大化してまいります。

④ 企業ごとのシステム連携の最適化

当社はBtoB市場に特化しているため、各企業のニーズに応じたデータ提供、連携が求められます。

- ・API連携の強化
- ・日々のデータ更新対応
- ・企業ごとの要望に即したシステム開発

これらに迅速かつ柔軟に対応することで、顧客満足度の向上と取引の継続性を確保してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社が事業環境の変化に適応し、持続的な成長を実現するためには、強固な内部管理体制の確立が不可欠です。

- ・内部統制の実効性向上
- ・コーポレート・ガバナンスの充実
- ・リスク管理の徹底

これらの施策を通じ、より健全な経営基盤を構築してまいります。

当社は、これらの戦略を実行することで、企業価値の向上と持続的成長を実現してまいります。今後も、変化する市場環境に柔軟に対応し、すべてのステークホルダーにとって価値ある企業であり続けることを目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第6期	第7期	第8期	第9期 (当事業年度)
売上高	10,112,920 千円	11,942,938 千円	12,934,430 千円	14,004,396 千円
当期純利益	733,183 千円	1,143,210 千円	1,320,450 千円	1,243,573 千円
1株当たり当期純利益	24.43 円	38.10 円	44.01 円	41.45 円
総資産	3,413,282 千円	4,876,331 千円	6,379,723 千円	7,525,777 千円
純資産	2,014,110 千円	3,237,611 千円	4,645,658 千円	5,903,894 千円
1株当たり純資産	67.13 円	105.93 円	150.51 円	190.88 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

2. 2025年10月4日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
自社ネットワーク/キャリア再販事業	ポストペイド型通信サービス
クラウドサービス運用事業	クラウドSIMシステムを用いた端末販売等
自社ブランド再販事業	プリペイド型通信サービス
e-プラットフォーム事業	プリペイド型eSIM通信サービス
その他の事業	営業業務の受託、スマートフォン販売等

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増員数	平均年齢	平均勤続年数
17名	4名増	37.5歳	3.4年

(注)上記従業員数には、使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,000,000株

(3) 株主数 5名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 康之助	28,205,000 株	94.02 %
株式会社ジェネット	1,294,000	4.31
トレ・コミュニケーションズ株式会社	500,000	1.67
uCloudlink Japan株式会社	500	0.00
株式会社IPモーション	500	0.00

(注)持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2023年4月14日開催の取締役会決議による新株予約権（株式会社AIR-U第1回新株予約権）

① 新株予約権の数

450個（新株予約権1個につき500株）

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 225,000株

③ 新株予約権の払込価額

1個当たり359,400円

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり1円

⑤ 新株予約権の行使の条件

・新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

・新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

・その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使期間

2024年4月14日から2043年4月14日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	160個	普通株式 80,000株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
2025年7月15日開催の取締役会決議による新株予約権（株式会社AIR-U第3回新株予約権）

- ① 新株予約権の数
51個（新株予約権1個につき500株）
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 25,500株
- ③ 新株予約権の払込価額
1個当たり359,400円
- ④ 新株予約権の行使価額
1株当たり1円
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
 - ・新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - ・新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間
2025年7月16日から2043年4月14日まで
- ⑦ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社使用人	51個	普通株式 25,500株	5名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 康之助	代表取締役社長	
半田 祐樹	取締役 管理本部長	
磯部 峻彦	取締役 営業本部長	
二宮 康真	取締役	株式会社AGEST 代表取締役社長 LOGIGEAR CORPORATION 取締役 DEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITED 取締役
國信 健一郎	取締役	株式会社X-Communications 取締役
尾堂 隆久	常勤監査役	株式会社徳岡 監査役
工藤 克己	監査役	セーフィー株式会社 監査役
石上 裕史	監査役	LiNKX株式会社 常勤監査役
武林 聡	監査役	株式会社エスネットワークス 取締役 株式会社LASSIC 取締役 株式会社エスココーポレートソリューションズ 代表取締役

- (注) 1. 二宮康真氏および國信 健一郎氏は、社外取締役であります。
2. 尾堂隆久氏、工藤克己氏、石上裕史氏及び武林聡氏は、社外監査役であります。
3. 石上裕史氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
2025年7月15日開催の臨時株主総会において、國信健一郎氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針等

a) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会（委員の過半数は社外取締役及び社外監査役）に諮問し、同委員会の審議・答申を受けております。

また、取締役会は任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

b) 基本方針

中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、会社の業績指標（売上高、営業利益等）、取締役個人のパフォーマンス及び株主価値と連動した報酬体系としております。具体的には、業務執行取締役（使用人兼務役員を除く。）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬により構成しております。但し、業務執行取締役（使用人兼務役員）、非業務遂行取締役及び監査役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとしております。報酬額については、株主総会で決議された限度額以内において、各役員の役職、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

委員の過半数を社外取締役及び社外監査役が占める任意の諮問機関である指名報酬委員会への諮問の結果を踏まえ、取締役会にて決定しております。

c) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（売上高、営業利益等）を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給しております。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,030 (5,400)	7,800 (5,400)	54,230 (-)	-	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,650 (19,650)	19,650 (19,650)	-	-	4 (4)

- (注)1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年3月29日開催の第7期定時株主総会において年額2億円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は1名)です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2023年3月27日開催の第6期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 業績連動報酬に関する指標は売上高及び営業利益であり、その実績は損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を客観的に示す最も適切な指標であるからであります。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職の状況については、「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

	出席状況及び発言状況
取締役 二宮 康真	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役 國信 健一郎	2025年7月15日の社外取締役就任後に開催された取締役会9回の全てに出席し、主に情報通信技術、次世代ネットワーク構築、および企業経営等の分野における豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役 尾堂 隆久	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、主に総務・労務・コンプライアンス等の分野における豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役 工藤 克己	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、主に監査役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から経営課題やコンプライアンス体制について当社がなすべきことを中心とした発言を適宜行っております。
監査役 石上 裕史	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、主に財務・会計面を中心に、会社の重要な取引についての発言を適宜行っております。
監査役 武林 聡	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、主に上場会社の取締役として、また長年にわたる複数社での経営者としての豊富な経験から客観的かつ独立的な経営全般の監視と有効な助言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
事業年度に係る会計監査人としての報酬等	17,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人候補者の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人候補者の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針取締役会及び監査役会は、以下の通り定めます。

1. 取締役会

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得た上で、又は下記の監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

2. 監査役会

監査役会は、会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適格性や独立性を欠く等の事由が発生し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、2025年3月25日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令・定款の遵守を企業経営の最優先事項とする。
 - ・ 代表取締役社長を担当役員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的な活動を推進する。
 - ・ 内部監査担当を任命し、代表取締役社長及び監査役に対して監査結果を報告する体制を構築する。
 - ・ 匿名性を確保した内部通報制度（コンプライアンス通報・相談窓口）を設置・運営する。
 - ・ 財務報告の適正性を確保するため、虚偽記載や誤謬が生じない実効性のある内部統制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録等の重要な文書を関連資料とともに適切に保存・管理する。
 - ・ 「情報セキュリティ規程」に基づき、電磁的記録のセキュリティを確保し、毀損や流出を防止する。
 - ・ 取締役及び監査役が、これらの情報を常時閲覧・複写できる体制を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とする。
 - ・ リスク・コンプライアンス委員会において重要なリスクを審議し、特に重要な事項については取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ・ 取締役の職務執行状況を適宜取締役会に報告し、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「関係会社管理規程」の遵守を求め、子会社の自主性を尊重しつつ適切な管理を行う。
 - ・ 内部監査担当がグループ会社の内部監査を実施し、業務執行を監視する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役の補助者が必要な場合は、員数等を含め取締役会と協議の上で決定する。
 - ・ 当該使用人が監査役の職務を補助する際は、取締役の指示命令を受けないものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて随時職務執行状況を報告する。
 - ・ 財務部及び経理部等の責任者は、定期的に監査役への報告を行う。
 - ・ 監査役は、取締役会のほか、主要な社内会議に出席する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定期的な監査役会の開催に加え、内部監査担当及び会計監査人と定期的な報告・意見交換を行う。
 - ・ 監査役が職務執行のために必要とする費用については、会社がこれを負担する。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - ・ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係を持たない毅然とした対応を徹底する。
 - ・ 不当要求発生時は管理部を対応部署とし、外部専門機関と連携する。
 - ・ 取引開始時の反社チェックを徹底し、契約書には「反社会的勢力の排除規定」を明文化する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスク・コンプライアンス委員会」を定期開催し、全社的な意識啓発に努めました。内部監査担当は計画に基づき監査を実施し、代表取締役社長及び監査役へ報告しております。また、内部通報窓口を適切に運用し、財務報告の適正性確保に向けた内部統制を整備・運用しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、取締役会議事録等の重要文書を適切に保存・管理しております。取締役及び監査役がこれらを常時閲覧できる体制を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を最高責任者としてリスク管理体制を運用しました。重要なリスクについてはリスク・コンプライアンス委員会で審議し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を毎月開催したほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的な職務執行を推進しております。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行うとともに、内部監査担当がグループ会社の業務執行を適宜監視しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から補助すべき使用人の要請があった場合に、取締役会と協議し独立性を確保した上で配置できる体制を維持しております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役等は監査役の求めに応じた随時報告を行ったほか、財務部長および経理部長等による定期報告を実施しております。監査役は取締役会のほか、主要な会議に出席し、職務執行を監視しております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定期的な監査役会の開催に加え、内部監査担当及び会計監査人との三様監査連携を通じて監査の実効性を高めております。監査費用については、会社が適切に負担しております。

- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、新規取引時の反社チェックを徹底しました。契約書への排除条項の導入を継続し、関係遮断に努めております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	6,116,314	流動負債	1,598,940
現金及び預金	4,407,382	買掛金	1,150,672
売掛金	1,430,612	未払金	61,252
商品	222,710	未払費用	10,451
前払費用	15,676	契約負債	39,875
有価証券	37,508	未払法人税等	280,031
その他	2,423	未払消費税等	47,095
固定資産	1,409,463	預り金	7,486
有形固定資産	57,255	その他	2,076
建物	7,650	固定負債	22,942
建物附属設備	39,626	資産除去債務	15,382
車両運搬具	844	その他	7,560
工具、器具及び備品	9,135	負債合計	1,621,883
無形固定資産	380	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	380	株主資本	5,726,690
投資その他の資産	1,351,828	資本金	30,000
投資有価証券	968,328	利益剰余金	5,696,690
関係会社株式	1,000	その他利益剰余金	5,696,690
出資金	10	繰越利益剰余金	5,696,690
繰延税金資産	83,130	新株予約権	177,203
保険積立金	147,575	純資産合計	5,903,894
敷金及び保証金	151,783	負債・純資産合計	7,525,777
資産合計	7,525,777		

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		14,004,396
売上原価		11,263,331
売上総利益		2,741,065
販売費及び一般管理費		948,100
営業利益		1,792,965
営業外収益		
受取利息	4,798	
有価証券利息	39,853	
雑収入	2,246	46,898
営業外費用		
支払利息	104	
為替差損	1,514	1,619
経常利益		1,838,244
特別利益		
投資有価証券売却益	65,759	65,759
特別損失		
固定資産除却損	2,500	
投資有価証券売却損	9,722	12,222
税引前当期純利益		1,891,780
法人税、住民税及び事業税	638,063	
法人税等調整額	10,143	648,207
当期純利益		1,243,573

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計
		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	30,000	4,453,117	4,453,117	4,483,117
当期変動額				
当期純利益		1,243,573	1,243,573	1,243,573
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	1,243,573	1,243,573	1,243,573
当期末残高	30,000	5,696,690	5,696,690	5,726,690

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	32,333	32,333	130,207	4,645,658
当期変動額				
当期純利益				1,243,573
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△32,333	△32,333	46,996	14,663
当期変動額合計	△32,333	△32,333	46,996	1,258,236
当期末残高	—	—	177,203	5,903,894

個別注記表

2025年1月1日から

2025年12月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	39年
建物附属設備	15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～8年
ソフトウェア	5年

(3) 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建債権は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

① 自社ネットワーク/キャリア再販事業

自社ネットワーク/キャリア再販事業は、主に在留外国人を含めた国内ユーザー、中長期利用者向けのポストペイド型通信サービスを提供する事業です。

通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり計上しています。

通信機器等(SIMカード含む)の販売は、出荷と引き渡し時点に重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

②クラウドサービス運用事業

クラウドサービス運用事業は主に、日本から海外への渡航者向け、海外から海外への旅行者向け、中長期利用者向けの国内ポストペイド型通信にクラウドSIMシステムを用いたサービスです。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、自社ネットワーク/キャリア再販事業と同様です。

③自社ブランド再販事業

自社ブランド再販事業は主に海外からのインバウンド旅行者や国内の短期利用者向けのプリペイド型通信サービスであります。主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、自社ネットワーク/キャリア再販事業と同様です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 222,710千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

なお、会計上の見積りは、計算書類作成時において、入手可能な情報に基づき実施しておりますが、当社を取り巻く環境に変化があった場合等、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,562千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,000,000株

(2) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当会計期間期首	増加	減少	当会計期間期末	
株式会社AIR-U第1回新株予約権(2023年5月15日発行)	普通株式	45,000	180,000	—	225,000	154,673
株式会社AIR-U第2回新株予約権(2024年6月17日発行)	普通株式	3,400	13,600	—	17,000	11,074
株式会社AIR-U第3回新株予約権(2025年7月16日発行)	普通株式	—	25,500	—	25,500	11,455
合計		48,400	219,100	—	267,500	177,203

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における

る株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

株式会社AIR-U第1回新株予約権及び株式会社AIR-U第2回新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。

株式会社AIR-U第3回新株予約権の増加は、発行及び株式分割によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式報酬費用	62,783千円
未払事業税	26,218千円
商品評価損	6,643千円
資産除去債務	5,450千円
繰延税金資産計	101,095千円

繰延税金負債

為替差益	△13,381千円
資産除去債務に対応する除去費用	△4,583千円
繰延税金負債計	△17,964千円

繰延税金資産の純額 83,130千円

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金はすべて自己資金により賄っております。余資は、安全性、流動性、収益性を考慮して安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク、為替変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、国際情勢や市況動向等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、資金調達手段の多様化、及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などにより流動性

リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,005,836	944,578	△61,258
資産計	1,005,836	944,578	△61,258

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	1,000
出資金	10

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,407,382	—	—	—
売掛金	1,430,612	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	38,821	546,246	636,569	—
合計	5,876,817	546,246	636,569	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	944,578	—	944,578
資産計	—	944,578	—	944,578

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債 (1年以内償還予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 190円88銭

1株当たり当期純利益 41円45銭

(注) 当社は、2025年10月4日付で普通株式1株に対し普通株式5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

2026年2月24日

株式会社A I R-U
取締役会 御中

かがやき監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 公 認 会 計 士 林 幹 根
員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 公 認 会 計 士 林 克 則
員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A I R-Uの2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項

が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び外部倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 2 月 26 日

株式会社AIR-U 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 尾堂隆久 ⑩

社外監査役 工藤克己 ⑩

社外監査役 石上裕史 ⑩

社外監査役 武林 聡 ⑩

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たなか こうのすけ 田中 康之助 (重任) (1975年2月26日)	1997年4月 株式会社やまや 入社 2000年7月 株式会社USEN 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現：株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2011年5月 株式会社U-CM 代表取締役 2017年1月 当社設立 代表取締役社長(現任)	28,205,000 株
2	はんだ ゆうき 半田 祐樹 (重任) (1981年8月12日)	2005年4月 株式会社光通信入社 2015年4月 株式会社U-NEXT(現：株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2017年2月 当社 入社 2021年3月 当社 取締役管理本部部長 2023年3月 当社 取締役管理本部部長(現任)	—
3	いぞべ たかひこ 磯部 峻彦 (重任) (1986年5月19日)	2009年4月 株式会社USEN 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現：株式会社U-NEXT HOLDINGS) 入社 2017年3月 当社 入社 2021年3月 当社 取締役兼営業本部部長 2023年3月 当社 取締役営業本部部長(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>にのみや やすまさ 二宮 康真 (重任) (1972年8月18日)</p>	<p>1995年4月 株式会社大阪有線放送社(現:株式会社USEN) 入社 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 取締役 2011年5月 株式会社U-MX 取締役 2015年9月 株式会社UPSIDE 取締役 2017年1月 YUモバイル株式会社 代表取締役就任 2017年7月 株式会社ハーツユナイテッドグループ 執行役員 営業統括 2017年10月 株式会社デジタルハーツ 取締役 2018年4月 同社 取締役副社長 2020年11月 株式会社Wiz 社外取締役 2021年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年3月 LOGIGEAR CORPORATION 取締役(現任) 2021年6月 株式会社デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長 2021年6月 株式会社デジタルハーツ 代表取締役社長 2021年12月 株式会社AGEST 代表取締役社長(現任) 2022年4月 株式会社デジタルハーツ 取締役 2023年4月 株式会社アイデンティティ 取締役 2023年8月 DEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITED 取締役(現任)</p>	—
5	<p>くにのぶ けんいちろう 國信 健一郎 (重任) (1969年8月24日)</p>	<p>1990年3月 第二電電株式会社(現:KDDI株式会社) 入社 2005年4月 株式会社ウィルコム(現:ソフトバンク株式会社) 設備企画部長 2013年4月 Wireless City Planning株式会社 技術本部 本部長 2015年4月 ソフトバンク株式会社 TDD技術本部 本部長 2016年4月 同社 研究開発本部 本部長 2017年4月 同社 技術管理本部 副本部長 2018年4月 同社 IoTエンジニアリング本部 副本部長 2020年4月 ビー・ビー・バックボーン株式会社 取締役 2022年5月 株式会社ネットテン(現:ニューラルマーケティング株式会社) 取締役副社長 2024年9月 次世代PHS株式会社(現:株式会社X-Communications) 取締役COO(現任) 2025年7月 当社 社外取締役(現任)</p>	—

- (注) 1. 取締役候補者田中康之助氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 二宮康真氏及び國信健一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 二宮康真氏を社外取締役候補者とした理由は、長年通信業界に深く携わり、当社の事業領域への豊富な見識と経験により、これまでと同様、当社取締役会の意思決定に関する適切かつ的確な助言・提言をいただけるものと考えたためです。
4. 國信健一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、通信業界における豊富な技術的知識と経験を有していることに加え、独立性の向上によるガバナンス強化、経営監督機能の充実と意思決定の公正性の確保、そして技術的知見を活かした新規ビジネス展開への助言を通じて、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待できるものと考えたためです。
5. 当社と二宮康真氏及び國信健一郎氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。二宮康真氏及び國信健一郎氏の再任が承認された場合、当社は二宮康真氏及び國信健一郎氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 二宮康真氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の時をもって5年となります。
7. 國信健一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の時をもって9か月となります。

以上